

一般財団法人上越市スポーツ協会表彰規程

【目 的】

第1条 この規程は、一般財団法人上越市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第6号の顕彰に関する必要な事項を定める。

【表彰対象者】

第2条 表彰対象者は、本会定款第5条第1項に定める加盟団体及び第6条第1項第1号に定める会員で、上越市の体育・スポーツの普及振興に功績顕著な者及び競技力向上に貢献した者とする。

2 その他、理事会が認める者。

【表彰の種類】

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 功績者表彰

長年にわたり本会加盟団体の幹部として、本市体育・スポーツの振興に寄与し、その功績が顕著な者

(2) 優秀指導者表彰

全国大会以上の大会で優れた成績を収めた選手及びチームを指導育成し功労のあった者

(3) 優秀競技者表彰

中学生以上で、新潟県大会以上の公式大会において優れた成績を収めた選手及びチーム

(4) 奨励者表彰

イ 小学生で新潟県大会以上の大会において優れた成績を収めた選手及びチーム

ロ 生涯スポーツ等の新潟県大会以上の公式大会において優れた成績を収めた選手及びチーム

(5) 特別表彰

イ オリンピック及び国際大会において入賞以上の成績を収めた選手及びチーム

ロ 国民スポーツ大会において3位以上の成績を収めた選手及びチーム

ハ 偉大な記録を樹立した選手及びチーム

(6) 感謝状贈呈

イ 本会の理事を3期6年以上にわたり在任し、本会の発展に寄与するとともに、その功績が顕著な方に感謝状を贈呈する。

ロ 特別事業所賛助会員として、本会の活動にご協力いただいた方に初年度に限り感謝状及び記念品を贈呈する。

ハ その他、当会の運営及び活動に対し、特別なご協力をいただいた方に感謝状を贈呈する。

【表彰対象者の資格】

第4条 表彰を受ける者は、前条に定める基準に該当し、常に体育・スポーツの向上発展をめざし、日常生活においても健全なものでなければならない。

【表彰候補者の申請】

第5条 本会加盟団体の責任者は、第3条第1項各号に該当する表彰候補者を別に定める様式に従い、定められた期日までに会長あてに申請する。

【表 彰】

第6条 被表彰者は、総務委員会が選考し理事会が決定した後、本会が定めた期日に表彰する。

- 2 功績者表彰及び感謝状贈呈は、それぞれ1回とする。
- 3 その他の表彰は、それぞれ年度を異にして表彰することができる。
- 4 団体を対象とした表彰は、構成メンバーに変更があった場合でも年度内に2回以上の表彰は行わない。

【改 廃】

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により改廃できる。

附 則

1. この規程は、平成21年5月20日から施行し、運用に必要な細則は別に定める。

平成23年10月12日	一部改正
平成24年10月11日	一部改正
平成31年 4月 1日	一部改正
令和 4年 1月12日	一部改正
令和 8年 1月 7日	一部改正

一般財団法人上越市スポーツ協会表彰規程細則

第1条 規程第3条表彰の種類に該当する対象者は、次のとおりとする。

1 功績者

- (1) 推薦年度の4月1日現在で65歳以上の者とする。
- (2) 本会の個人会員であること。
- (3) 同一加盟団体の幹部とは、会長・副会長・理事長・事務局長等の役員で15年以上在任していること。

2 優秀指導者

特別表彰に該当する選手及びチームを直接指導した者

3 優秀競技者

- (1) 日本代表に選ばれた選手及びチーム
- (2) 全国大会において入賞した選手及びチーム
- (3) 北信越大会において3位までに入賞した選手及びチーム
- (4) 新潟県大会において優勝した選手及びチーム

4 奨励者

- (1) 小学生で新潟県大会において3位までに入賞した選手及びチーム
- (2) 小学生で北信越大会及び全国大会において入賞した選手及びチーム
- (3) 生涯スポーツ等の大会で新潟県大会において優勝した選手及びチーム
- (4) 生涯スポーツ等の大会で北信越大会及び全国大会で3位までに入賞した選手及びチーム

5 特別表彰

- (1) 国際大会とは、別表に掲げる大会とする。
- (2) 偉大な記録とは、公認の世界新記録・日本新記録・高校日本新記録・中学新記録とする。
- (3) 特別表彰を受賞する選手及びチームは、優秀競技者表彰及び奨励者表彰は授与しない。

6 優秀競技者、奨励者及び特別表彰で選抜チームのメンバーにあつては、当該大会において出場した選手及び表彰を受けた選手とする。

7 公式大会とは、別表に掲げる大会とする

8 生涯スポーツ等の大会とは、別表に掲げる大会とする。

第2条 本会の理事は、その在任中において、功績者表彰及び感謝状贈呈のイ及びハの候補者となることはできない。

第3条 規程第5条の申請期日は、会長がその都度指定する。

第4条 この細則の改廃は、理事会の決議により改廃できる。

附 則

1. この細則は、平成21年 5月20日から施行する。
平成22年 5月12日 一部改正
平成24年10月11日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正
令和 8年 1月 7日 一部改正